

群馬県砂防指定地内行為許可等事務取扱要領 抜粋

別紙第2

許可等の基準

- 1 許可等の主要な基準は、下記のものである。
 - (1) 砂防関係法令例規集 I 法令編・1 砂防法・(2) 通知(参考)・③(全国治水砂防協会発行)
 - (2) 砂防設計公式集(全国治水砂防協会発行)
 - (3) 技術管理関係集第3章・砂防部門(群馬県土木部発行)
- 2 他法令の許可と重複する場合は、同日許可を原則とするので関係機関と協議すること。
- 3 申請書等の審査にあたっては、次の事項に留意すること。
 - (1) 共通的事項
 - ア 地形の変更(切り土・盛土)などがある場合は、その土砂が下流に土砂災害を起こすおそれがない方法であること。
 - イ 砂防施設を損傷させない方法であること。
 - ウ 既設通水断面を狭めない構造であること。
 - (2) 個別的事項
 - ア 橋梁関係
橋梁を設置する場合の桁下高は、河川余裕高に0.5mを加算した高さ以上であること。
 - イ ダム工関係
砂防ダムの堆砂機能を減じない構造であること。
山脚を固定するダム及び床固の土砂排除は行わないこと。
 - ウ 護岸工関係
計画河床よりも掘り下げないこと。
 - エ 仮設工関係
河川内の仮設構造物は、洪水時に流されて下流に災害を起こすおそれのない構造であること。
仮設構造物は必ず撤去し、原形に復旧すること。